

# 「移動サービス等に係る関係法規等について」

---

平成28年11月15日  
関東運輸局山梨運輸支局

# 1. 運送事業の定義について

運送事業とは

「この法律で「**旅客運送事業**」とは、他人の需要に応じ、**有償**で自動車を使用して旅客を運送する事業。」(道路運送法第2条第3項)

## ①「**一般乗合旅客自動車運送事業**」

不特定多数の旅客を運送する事業(路線バス等)

## ②「**一般貸切旅客自動車運送事業**」

1個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸切って旅客を運送する事業(ツアーバス、観光バス等)

## ③「**一般乗用旅客自動車運送事業**」

1個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸切って旅客を運送する事業(タクシー、ハイヤー等)

## ④「**特定旅客自動車運送事業**」

特定の者の需要に応じ、一定範囲の旅客を運送する事業

## 2. 福祉輸送事業限定タクシーについて

福祉輸送事業限定タクシーとは

道路運送法第4条の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者であって、**障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可**を受けた福祉輸送事業限定タクシー事業者が行う運送のことをいう

使用車両:事業用自動車(タクシー、**1両から可**)

- ・寝台車……………車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車
- ・車いす車……………利用者が車いすのまま車内に乗り込むことを可能とする為のスロープ又はリフトが付いた自動車
- ・兼用車……………ストレッチャー及び車いす双方に対応した自動車
- ・回転シート車…回転シートを備える自動車

※介護福祉士等の資格を有する者が乗務する場合、一般の乗用車も使用可

## 旅客の範囲

- ①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ②介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③介護保険法第19条第2項に規定する要支援を受けている者
- ④その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害を有しており、  
単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他公共交通機関を利用することが困難な者

(※①～④の旅客の付添人も含む)

運送の区域:都道府県単位

運転者:2種免許有資格者

# 運賃

## ①ケア運賃

- ・一般的なタクシー運賃と同様にタクシーメーターによる距離制運賃や時間制運賃を設定し、その利用に応じて収受する。

## ②介護運賃

- ・介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する介護サービス計画(ケアプラン)又は市町村が行う介費給付費支給決定の内容に基づき資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して又は一体として要介護者等の輸送を行う。

### 3. 訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可基準について(通称: **ぶら下がり**)

「訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送」の許可とは

訪問介護事業所又は居宅介護事業所の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者(特定旅客自動車運送事業者を含む)との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護職員もしくは居宅介護従事者又は介護福祉士がその使用権原を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する有償運送に係る法第78条第3号の規定に基づく許可をいう。



- 最低車両数:1両から(実際車両を使って患者を運送する訪問介護職員に車両の**使用権原が存在すること**が必要)
- 運送の主体である訪問介護職員の要件
  - ①訪問介護員の資格を有していること。
  - ②介護福祉士の資格を有していること。
  - ③居宅介護従業者の資格を有していること。
- ①～③のいずれか資格を持った者が  
地方自治体より**訪問介護事業所又は居宅介護事業所**の指定を受けた「**一般乗用旅客自動車運送事業者**」(特定旅客も含む)との契約に基づき訪問介護サービスを提供する。
- 運転者としての要件(①か②どちらかが必要)
  - ①第2種運転免許
  - ②第1種運転免許を保有し、**国土交通大臣が認定する講習**を修了又は修了する具体的な計画があること、又は**それに準じた要件を備える者**。

- 旅客の範囲: ケアプラン又は市町村が行う介護給付費等の支援支給決定に基づく旅客
- 営業区域: 契約する訪問介護事業所等の指定を受けた運送事業者の営業区域内
- 運賃: 契約する訪問介護事業所等の指定を受けた運送事業者と同じ
- 許可期限: 原則として2年間



## 4. 福祉有償運送の概要

### 「福祉有償運送について」

身体障害者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、公共の福祉を確保する観点から、一定の要件を満たした場合については**運営協議会**で事前の協議の上、NPO等に対し自家用自動車による有償運送を行うことを認める。

### 「運営協議会について」

福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要な事項について、**地域の関係者が集まり協議を行う。**

運営協議会は、福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。 。

## 5. 福祉有償運送の要件について

### (1) 運送の主体

非営利法人(NPO、医療法人、社会福祉法人等)

### (2) 運送の対価

当該地域におけるタクシー運賃の概ね1／2の範囲内であり、かつ運営協議会で協議が調っているもの

### (3) 運送の区域

運営協議会で協議が調った市町村単位

#### (4) 事務所の位置及び配置する車両について

- ・自家用自動車(1両から可)
- ・運送の主体に使用権限がある乗車定員11人未満の福祉車両(軽自動車でも可)
- ・全ての車両に対し任意保険の加入義務あり  
(対人8000万、対物200万)

※事務所に配置する車両が5両以上の場合、運行管理者(旅客)の有資格者又は運行管理者(旅客)の受験資格を有す者、もしくは道路交通法で規定する安全運転管理者等の要件を満たす者を運行管理の責任者として選任する必要あり

## (5) 福祉車両について

- ・寝台車……………車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車
- ・車いす車……………利用者が車いすのまま車内に乗り込むことを可能とする為のスロープ又はリフトが付いた自動車
- ・兼用車……………ストレッチャー及び車いす双方に対応した自動車
- ・回転シート車…回転シートを備える自動車

## (6) 旅客の範囲

- ・福祉輸送事業限定タクシーと同じ(※ただし単独で公共交通機関を利用することが困難な者であって予め名簿の登録が必要)

## (7) 登録の有効期間について

- ・新規登録**2年**、更新登録は**2年**更新(※登録期間中に行政処分や重大事故が無かった場合**3年**更新)

## (8) 運転者の要件(①～②のいずれか)

①**2種免許有資格者**

②1種免許有資格者にあつては選任前2年間、運転免許停止の処分を受けておらず、国土交通大臣が認定する**福祉車両の運転者講習受講者**もしくは、**ケア輸送サービス従事者研修**を修了した者

※福祉自動車以外の自動車を使用する場合は上記に加え①～③のいずれか

①**社会福祉**または、**介護福祉士**の登録を受けている者

②国土交通大臣が認定する**セダン等運転者講習**を受けている者

③国土交通大臣が認める要件(**ケア輸送サービス従事者研修**を修了した者)

## 6.公共交通空白地有償運送の概要

### 「公共交通空白地有償運送について」

タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、**運営協議会**で事前の協議の上、NPO等に対し、会員登録を受けた者に対して、自家用自動車による有償運送を行うを認める。



## 7. 公共交通空白地有償運送の要件について

### (1) 運送の主体

非営利法人(NPO、医療法人、社会福祉法人等)

### (2) 運送の対価

当該地域における一般旅客運送事業者の運賃・料金を勘案し、  
営利目的ではないと認められ、かつ運営協議会で協議が調っているもの

### (3) 運送の区域

運営協議会で協議が調った市町村単位

#### (4) 事務所の位置及び配置する車両について

- ・自家用自動車(1両から可)
- ・運送の主体に使用権限がある乗用自動車(軽自動車でも可)
- ・全ての車両に対し任意保険の加入義務あり  
(対人8000万、対物200万)

※事務所に配置する車両が5両以上の場合、運行管理者(旅客)の有資格者又は運行管理者(旅客)の受験資格を有す者、もしくは道路交通法で規定する安全運転管理者等の要件を満たす者を運行管理の責任者として選任する必要あり

#### (5) 旅客の範囲

- ・当該地域内住民及びその親族、又は日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者(※予め名簿の登録が必要)

## (6) 登録の有効期間について

- ・新規登録**2年**、更新登録は**2年**更新(※登録期間中に行政処分や重大事故が無かった場合**3年**更新)

## (7) 運転者の要件(①～②のいずれか)

①**2種免許有資格者**

②1種免許有資格者にあつては選任前2年間、運転免許停止の処分を受けておらず、国土交通大臣が認定する研修を修了した者か国土交通大臣が認める要件を備えた者

# 8.市町村運営有償運送の概要

## 「市町村運営有償運送について」

市町村が、専ら当該市町村の区域内において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、地域公共交通会議等の合意に基づき運送を行うものであって、次に掲げる態様のものとする。

- 「交通空白輸送」・・・交通空白地帯において、一般乗合旅客自動車運送事業者による輸送を確保することが困難となっている場合において、市町村自らが行うもの
- 「市町村福祉輸送」・・・身体障害者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、市町村自らが行うもの

## 「地域公共交通会議について」

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うために市町村長や都道府県知事が主催する会議。

## 「運営協議会と地域公共交通会議の違い」

### ○運営協議会

- ・道路運送法施行規則第51条の7
- ・福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送に係る協議

### ○地域公共交通会議

- ・道路運送法施行規則第9条の2
- ・一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送

## 9. 市町村運営有償運送の要件について

### (1) 運送の主体

市町村

※上記以外は福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の要件と概ね同じ